

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考																																														
プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ） 6－1 適用 ③ トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の25歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。 6－2 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額 ① トレーニング補償金（アマチュアからプロ）は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。 (1) 大卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第1種のチームの場合）：	プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ） 6－1 適用 ③ トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の23歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。 6－2 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額 ① トレーニング補償金（アマチュアからプロ）は、選手が同人の12歳の年度から21歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。 (1) 大卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第1種のチームの場合）：																																															
<table><tr><td rowspan="2">登録チーム</td><td colspan="3">移籍先クラブ</td></tr><tr><td>J1</td><td>J2</td><td>J3/JFL その他</td></tr><tr><td>12歳（小学6年） の登録チーム</td><td>10万円</td><td>5万円</td><td>－</td></tr><tr><td>13、14、15歳（中学年代） の登録チーム</td><td>10万円</td><td>5万円</td><td>－</td></tr><tr><td>16、17、18歳（高校年代） の登録チーム</td><td>15万円</td><td>10万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>19、20、21、22歳（大学年代）の 登録チーム</td><td>30万円</td><td>20万円</td><td>5万円</td></tr></table>	登録チーム	移籍先クラブ			J1	J2	J3/JFL その他	12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	－	13、14、15歳（中学年代） の登録チーム	10万円	5万円	－	16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	15万円	10万円	5万円	19、20、21、22歳（大学年代）の 登録チーム	30万円	20万円	5万円	<table><tr><td rowspan="2">登録チーム</td><td colspan="3">移籍先クラブ</td></tr><tr><td>J1</td><td>J2</td><td>J3/JFL その他</td></tr><tr><td>12歳（小学6年） の登録チーム</td><td>10万円</td><td>5万円</td><td>－</td></tr><tr><td>13、14、15歳（中学年代） の登録チーム</td><td>30万円</td><td>15万円</td><td>－</td></tr><tr><td>16、17、18歳（高校年代） の登録チーム</td><td>50万円</td><td>25万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>19、20、21歳（大学年代）の登録 チーム</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>10万円</td></tr></table>	登録チーム	移籍先クラブ			J1	J2	J3/JFL その他	12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	－	13、14、15歳（中学年代） の登録チーム	30万円	15万円	－	16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	50万円	25万円	10万円	19、20、21歳（大学年代）の登録 チーム	100万円	50万円	10万円	
登録チーム		移籍先クラブ																																														
	J1	J2	J3/JFL その他																																													
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	－																																													
13、14、15歳（中学年代） の登録チーム	10万円	5万円	－																																													
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	15万円	10万円	5万円																																													
19、20、21、22歳（大学年代）の 登録チーム	30万円	20万円	5万円																																													
登録チーム	移籍先クラブ																																															
	J1	J2	J3/JFL その他																																													
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	－																																													
13、14、15歳（中学年代） の登録チーム	30万円	15万円	－																																													
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	50万円	25万円	10万円																																													
19、20、21歳（大学年代）の登録 チーム	100万円	50万円	10万円																																													

(2) 高卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第2種のチームの場合）：

登録チーム	移籍先クラブ		
	J1	J2	J3/JFL その他
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	—
13、14、15歳（中学年代）の登録 チーム	10万円	5万円	—
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	30万円	20万円	5万円

6-3 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する特記事項

① トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。

⑥ 登録チームがトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。

⑦ 登録チームを運営する主体が本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額相当の物品を当該登録チームに提供することが

(2) 高卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第2種のチームの場合）：

登録チーム	移籍先クラブ		
	J1	J2	J3/JFL その他
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	—
13、14、15歳（中学年代）の登録 チーム	30万円	15万円	—
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	100万円	50万円	10万円

6-3 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する特記事項

① トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、本協会に登録されたチームに限るものとする。

⑥ 登録チームがトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合又は選手がプロとして登録された時点（若しくはプロ選手へ区分変更した時点）で本協会に登録していない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。

⑦ 登録チームを運営する主体が各種法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む。）のいずれにも該当しない任意団体である場合、当該登録チームは、トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の受領に先立ち、当該団体の実在性、代表権及び補償金の受領権限その他本協会が必要と認める事

できる。

項を確認するため、本協会が別途定める手続を行わなければならない。

⑧ 登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。この場合、移籍先クラブから当該チームに支払われるべきトレーニング補償金（アマチュアからプロ）は本協会に支払われるものとする。

12. 改正

12. 改正

2026年 9月17日（2027年7月1日施行）